

公益財団法人日本ナショナルトラスト
設立趣意書

財団法人 観光資源保護財団設立趣意書

観光は、国際平和と国民生活の安定を象徴するもので、社会的、文化的、経済的にきわめて重要な役割を果しているところでありますが、国土の開発が進展するに伴い、文化財やすぐれた自然の風景地などの観光資源は、ややもすれば破壊損傷を被ることも多いのであります。

申すまでもなく観光資源は、長い歳月を経て造られたものであり、それは過去と現在をつなぎ将来への発展の足がかりを与えるものでありまして、進展し続ける現代文明の中に生きるわれわれ国民にとりましては、きわめて貴重な存在意義を有する国民的財産であります。このような観光資源は、ひとたび破壊されるならば、その復元は全く不可能にひとしいのでありまして、これら観光資源を保存することにつきましては、国においても多くの関係法令を制定され、保護対策を講ぜられているところでありますが、このようなことは、ただに国の施策に依存するのみでなく、国民が自らの手で保護し、正しく利用しつつ、後世に継承しようとする意欲を醸成し、かつ、実行することこそが必要と信ずるのであります。

欧米諸国の例に徴しましても、英国においてはすでに1895年にナショナル・トラストの発祥を見、米国においては1949年に、またフランスにおいても1967年に、それぞれ同様な趣旨のもとに保護団体が結成されているのであります。

たまたま昭和43年は、明治百年の記念すべき年に当り、国土再認識への気運も起こりつつある時でありますので、観光事業に関係を有し、あるいは観光資源の保存に深い関心を寄せる有志が相談して、ここに財団法人「観光資源保護財団」を設立する次第であります。

本財団は、このような国民的使命を果たすため、政府及び地方関係機関並びに既存の関係諸団体とも密接な連絡をとり、その協力を仰ぎながら、保護対象の取得、管理、あるいは助成を行なうとともに、ひろく観光資源保護思想の普及、埋もれた観光資源の調査、開発、保護対策の研究を進めるなど、総合的、かつ、強力な活動を展開して、観光資源をその環境とともに保存し、活用を図ることにより、観光の健全な発展を促進し、もって国民生活の文化的向上に寄与したい所存であります。

以上の趣旨にご賛同を賜わり、ご指導、ご協力をお願い申し上げますとともに、本財団に積極的にご参加下さるようお願いいたします次第であります。

(平成4年9月25日 財団法人日本ナショナルトラストに団体名を変更)

(平成24年4月1日 公益財団法人日本ナショナルトラストに移行)